

# 東区 会計年度月額制・時給制業務補助員 募集要項

令和8年2月2日  
東区区政部総務課

この募集要項を  
ご覧になる方へ

会計年度月額制・時給制業務補助員の募集は**年齢不問です。**  
意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

## 1-1 勤務場所・採用予定人員・職務内容等（会計年度月額制業務補助員 週4日以上の勤務）

申込区分	採用予定人数	勤務場所	職務内容	任用期間	勤務日勤務時間	申込先
①	1名	【任用直後】 民生子ども課 【変更の範囲】 変更なし	【任用直後】 生活保護認定に関する事務補助等(エクセルを用いた表計算および簡単なマクロ作成等を含む) その他民生子ども課長が必要と認める事務 【変更の範囲】変更なし	令和8年4月1日 から令和9年3月 31日まで	月曜日から金曜日のうち週4日 (勤務日は応相談) 午前8時45分から 午後3時45分までの1日6時間 (1時間の休憩を除く)の週24時間	民生子ども課(担当) 長田・井田 電話934-1186
②	1名	【任用直後】 民生子ども課 【変更の範囲】 変更なし	【任用直後】 保育所入所に関する事務補助 その他民生子ども課長が必要と認める事務 【変更の範囲】変更なし	令和8年4月1日 から令和9年3月 31日まで	月曜日から金曜日の週5日 午前9時から午後4時まで1日6時間 (1時間の休憩を除く)の週30時間	民生子ども課(担当) 長田・井田 電話934-1186
③	1名	【任用直後】 福祉課 【変更の範囲】 変更なし	【任用直後】 障害福祉・高齢福祉・介護保険に関する事務の補助業務及び受付等 【変更の範囲】変更なし	令和8年4月1日 から令和9年3月 31日まで	月曜日から金曜日の週5日 午前9時から午後5時までのうちの1日6時間(1時間の休憩を除く)の週30時間	福祉課(担当) 尾崎・吉田 電話934-1196

## 1-2 勤務場所・採用予定人員・職務内容等（会計年度時給制業務補助員 週3日以下の勤務）

申込区分	採用予定人数	勤務場所	職務内容	任用期間	勤務日勤務時間	申込先
④	1名	【任用直後】 民生子ども課 【変更の範囲】 変更なし	【任用直後】 保育所入所に関する事務補助 その他民生子ども課長が必要と認める事務 【変更の範囲】変更なし	令和8年4月1日 から令和9年3月 31日まで	月曜日から金曜日のうち週3日 (勤務日は応相談) 午前10時から午後4時まで1日5時間 (1時間の休憩を除く)の週15時間	民生子ども課(担当) 長田・井田 電話934-1186

⑤	1名	<p><b>【任用直後】</b> 保健予防課 【変更の範囲】 変更なし</p> <p><b>【任用直後】</b> 保健予防課 【変更の範囲】 変更なし</p>	<p><b>【任用直後】</b> 保健予防課における窓口・電話応対、妊婦・子育て家庭応援金の支給に関する事務補助（パソコンを使用する業務あり）、乳幼児健診等の業務補助 【変更の範囲】変更なし</p>	<p>令和8年4月1日 から令和9年3月 31日まで</p>	<p>毎週月曜日～金曜日 のうち週3日以内 午前8時45分～午後5時30分のうち1日 6時間以内（1時間の休憩を除く）とする週15時間以内</p>	<p>健康安全課 (担当) 比嘉 電話934-1205</p>
---	----	---	---	--	---	---

※複数の申込区分への申込みはできません。（区分②④の併願のみ可能ですが、それについて申し込みが必要です。）

## 2 受験資格

次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 3 申込み

### （1）申込期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月16日（月）まで

### （2）申込方法

別紙の受験申込書に必要事項を記入の上、110円切手を貼付した返信用封筒（受験票送付用）とともに、各申込み先まで郵送（2月16日（月）必着）もしくは持参してください。

※持参の場合は、申込期間内（閉庁日は除く）の午前9時から午後5時まで受付けます。

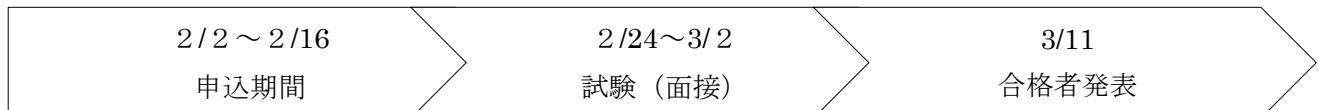
※郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

### （3）申込先

- ・宛先 〒461-8640 名古屋市東区筒井一丁目7番74号
- ・申込区分①②④ 東区保健福祉センター福祉部民生子ども課（東区役所2階）
- ・申込区分③ 東区保健福祉センター福祉部福祉課（東区役所2階）
- ・申込区分⑤ 東区保健福祉センター健康安全課（東区役所2階）

## 4 選考の日程等

### （1）選考の流れ



### （2）試験内容

試験	日程	試験内容	配点
面接試験	2/24（火）～3/2（月） のうち1日	面接試験を実施します。	100点満点

### （3）会場及び集合時間

受験票に記載してお知らせします。

### （4）各試験結果の通知

最終試験結果については令和8年3月11日（水）に郵送にて通知します。あわせて本市ウェブサイトに最終合格者の受験番号を掲載します。

### （5）その他

電話等による合否に関する問い合わせには一切お答えしません。

## 5 合格から採用まで

- (1) 採用後 1 月間は条件付採用期間となります。
- (2) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。
- (3) 試験合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて逐次採用されます。なお、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。また、採用候補者名簿の有効期限は、合格発表日から令和 9 年 3 月 31 日（採用日の属する年度の末日）となります。

## 6 試験結果の提供

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9 条の規定に基づき、口頭で提供を申し出ることができます。提供は閲覧により行います。

試験不合格者	<ul style="list-style-type: none"><li>・試験順位</li><li>・試験得点</li><li>・試験合格基準点</li></ul>	<p>試験の結果発表日からその翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の閉庁日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 9:00～12:00</li><li>・ 13:00～17:00</li><li>(土・日・祝・振替休日を除く)</li></ul>	<p>各申込先において、必ず受験者本人または不合格者の委任による代理人が、下記の方法により口頭で申し出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・受験者本人が申出する場合 運転免許証、旅券等の身分証明書(写真のあるもの)及び受験票又は選考結果通知書の提示</li><li>・代理人が申出する場合 アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出 ア 代理人の身分証明書、不合格者の身分証明書の複写物及び不合格者の受験票又は選考結果通知書 イ 代理人の氏名及び住所、不合格者の氏名及び住所、委任事項並びに作成年月日の記載のある委任状</li></ul>
--------	--	--	---

※ 提供申出は受験者本人又は代理人による東区役所（各申込先）への来庁が必要です。

また、電話・郵便等による申出は受け付けておりません。

※ 必要提示書類に不足がある場合は提供できません。

※ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください。（自家用車での来庁はご遠慮ください。）

## 7 勤務条件

報酬	<ul style="list-style-type: none"><li>・申込区分① 月額 136,111 円（週 24 時間）</li><li>・申込区分②・③ 月額 170,140 円（週 30 時間）</li><li>・申込区分④・⑤ 時給 1,405 円</li></ul> <p>※いずれも地域手当相当報酬を含む。</p> <p>他に通勤手当に相当する費用弁償、期末手当、勤勉手当を支給（申込区分④⑤は、期末手当及び勤勉手当支給なし） (令和 8 年 2 月 2 日現在)</p>
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
休暇	年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償又は労働者災害補償あり (申込区分④⑤は、健康保険、厚生年金、雇用保険なし)

## 8 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。なお、会計年度任用職員（短時間勤務）は、営利企業等従事（兼業）を行うことができますが、以下に該当する場合は認められませんので留意してください。また、兼業を行う場合は、兼業先や従事内容を届出いただく必要があります。

（兼業が認められない場合）

- ア 兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の勤務時間を上回る場合など）
- イ 兼業を行うことにより職務の公正を確保できなくなる恐れがある場合
- ウ 兼業を行うことによって名古屋市の信用を損なう恐れがある場合

## 9 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

〈問合せ先〉

名古屋市東区役所総務課（東区役所 3 階）

名古屋市東区筒井一丁目 7 番 74 号

電話：052-934-1114 FAX：052-935-5866

※各申込区分に関するお問い合わせは、各申込先へお願いします。